

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業 (手続第1種漁業)	機船底びき網漁業	(略)	15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	(略)	福井県に住所を置く者
		9 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 9隻)			坂井市安島崎から真方位260度の線以北の福井県沖合海域 ただし、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域を除く。 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)前号の点と三方上中郡常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸埼突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3)前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯埼突端とを結ぶ線との交点 (4)前号後段の線と、三方上中郡常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5)前号後段の線を北に延長した線と、第2号後段の線との交点 (6)坂井市安島崎突端から西3海里の点 (7)石川県羽咋市滝埼突端 (6月1日から6月30日までは、大飯郡鋸埼突端から正北の線以西の海域を除く。)	1月1日から6月30日まで および 9月1日から12月31日まで (1月1日から3月31日までおよび11月1日から12月31日までは、0時から4時までおよび20時から0時までを除く。)	石川県に住所を置く者
		(略)			(略)	(略)	京都府に住所を置く者
小型機船底びき網漁業 (手続第2種漁業)	自家用え取網漁業				(略)		
	えびこぎ網漁業				(略)		
	なまここぎ網漁業				(略)		
小型機船底びき網漁業 (手続第3種漁業)	なまこけた網漁業				(略)		
	貝けた網漁業				(略)		